

東浦町教育委員会規則第 号

東浦文化広場規則等の一部を改正する規則
(東浦文化広場規則の一部改正)

第1条 東浦文化広場規則(昭和58年東浦町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用時間)	(利用時間)
第3条 文化広場の各施設(はなのき広場を除く。)の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 文化広場の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 東浦町体育館 午前9時から午後9時まで (2) はなのき会館 午前9時から午後9時まで (3) テニスコート 午前8時30分から午後9時30分まで

(東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年東浦町教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用時間)	(利用時間)
第3条 グラウンド等の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 4月、5月及び10月から3月まで 午前6時から午後6時(町営第1グラウンドについては午後9時)まで (2) 6月から9月まで 午前6時から	第3条 グラウンド等の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 4月、5月及び10月から3月まで 午前6時から午後6時(町営第1グラウンドについては午後9時30分)まで (2) 6月から9月まで 午前6時から

午後7時（町営第1グラウンドについては <u>午後9時</u> ）まで	午後7時（町営第1グラウンドについては <u>午後9時30分</u> ）まで
-------------------------------------	--

（東浦町ふれあいセンター規則の一部改正）

第3条 東浦町ふれあいセンター規則（平成元年東浦町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（利用時間） 第3条 ふれあいセンターを利用できる時間は、午前9時から<u>午後9時</u>までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。	（利用時間） 第3条 ふれあいセンターを利用できる時間は、午前9時から<u>午後9時30分</u>までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。